

報告・認定関係の提出図書一覧

(1) 法第7条の規定による報告（要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告）

- ・別記第一号様式による報告書。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合は、当該様式による報告書によるものとする。
- ・耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類

(2) 法第十七条第三項の計画の認定（計画の認定の申請）

①法第十七条第三項第一号の耐震関係規定に適合するものとして認定の申請をする場合

- ・別記第五号様式
- ・付近見取図：方位、道路及び目標となる地物
- ・配置図：縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置その他安全上適当な措置、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
- ・各階平面図：縮尺及び方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造、申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う同令第三百三十七条の四の三第三号に規定する措置
- ・基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図：縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
- ・構造計算書：建築基準法施行令第八十一条関係

②法第十七条第三項第一号の耐震診断基準に適合するものとして認定の申請をする場合

イ) 木造部分を含む建築物

- ・別記第五号様式
- ・別記第六号様式
- ・構造計算書：Iw 値

ロ) 木造部分を含まない建築物

- ・別記第五号様式
- ・構造計算書：Is 値及び q 値

③法第十七条第三項第三号の基準に適合するものとして認定の申請をする場合

- ・①又は②の様式
- ・建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類。特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合は当該図書も添付。

④法第十七条第三項第四号の基準に適合するものとして認定の申請をする場合

- ・①又は②の様式
- ・別記第八号様式(旧別記第五号様式から変更無し)
- ・各階平面図：工事の計画に係る柱、壁ははり及び第六条第二項に掲げる装置の位置
- ・構造詳細図：工事の計画に係る柱、壁ははりの構造及び材料の種別
- ・構造計算書：応力算定及び断面算定

⑤法第十七条第三項第五号の基準に適合するものとして認定の申請をする場合

- ・①又は②の様式
- ・別記第九号様式
- ・建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類。特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合は当該図書も添付。

⑥法第十七条第三項第六号の基準に適合するものとして認定の申請をする場合

- ・①又は②の様式
- ・別記第十号様式
- ・建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類。特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合は当該図書も添付。

(3) 法第二十二条第二項の認定（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請）

①耐震関係規定に適合するものとして認定の申請をする場合

イ 構造計算書を提出する場合

- ・別記第十二号様式
- ・当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるもの
- ・付近見取図：方位、道路及び目標となる地物
- ・配置図：縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置その他安全上適当な措置、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
- ・各階平面図：縮尺及び方位、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置
- ・基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図：縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
- ・構造計算書：建築基準法施行令第八十一条関係

ロ 検査済証を提出する場合

- ・別記第十二号様式
- ・検査済証
- ・当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるもの

②法第二十二條第二項の耐震診断基準に適合するものとして認定の申請をする場合

イ 構造計算書を提出する場合

i)木造部分を含む建築物

- ・別記第十三号様式
- ・別記第六号様式
- ・構造計算書：I_w 値
- ・当該建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該建築物が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類（第三者判定機関による証明書）

ii) 木造部分を含まない建築物

- ・別記第十三号様式
- ・構造計算書：I_s 値及び q 値
- ・当該建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該建築物が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類（第三者判定機関による証明書）

ロ 検査済証を提出する場合

- ・別記第十二号様式
- ・検査済証
- ・法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるもの

(4)法第二十五條第二項の認定（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請）

①木造部分を含む建築物

- ・別記第十七号様式
- ・別記第六号様式
- ・当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し
- ・構造計算書：I_w 値
- ・当該区分所有建築物が法第二十五條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを所管行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該区分所有建築物が当該基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類（第三者判定機関による証明書）

② 木造部分を含まない建築物

- ・別記第十七号様式
- ・当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し
- ・構造計算書：Is 値及び q 値
- ・当該区分所有建築物が法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを所管行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該区分所有建築物が当該基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類（第三者判定機関による証明書）

(5) 附則 3 条の規定による報告

- ・(1)の提出書類のうち、「別記第一号様式」は「別記第二十一号様式」とする。